

報告第 6 号

処分報告（令和元年度貝塚市一般会計補正予算（第6号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年2月21日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

令和元年度貝塚市一般会計補正予算（第6号）の件

令和元年度貝塚市一般会計補正予算（第 6 号）の件

令和元年度貝塚市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 0 4 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4, 9 8 7, 8 8 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 月 22 日 処分

貝塚市長 藤 原 龍 男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税		4,957,232	4,043	4,961,275
	1. 地方交付税	4,957,232	4,043	4,961,275
歳 入 合 計		34,983,842	4,043	34,987,885

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 農林水産業費		276,790	4,043	280,833
	2. 林業費	17,089	4,043	21,132
歳 出	合 計	34,983,842	4,043	34,987,885